

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和3年度第2回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和3年10月12日(火)午後2時58分から午後4時53分まで
開 催 場 所	さくらホール展示室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、清委員、中澤委員、石川委員、 原田委員 欠席者：なし 事務局：行政経営課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：福祉総務課長、福祉総務課福祉総務係長、子ども青少年課長、 子ども青少年課手当・青少年係長
報 告 事 項	令和3年度第1回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 副委員長の互選について 2 行政評価の評価結果の審議について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 副委員長の互選について 栗原委員を副委員長として選任した。 議題2 行政評価の評価結果の審議について 「評価調書No.4 シルバー人材センター事業補助金」及び「評価調書No.8 子どもの医療費助成事業(乳幼児医療費助成事業)」について、各委員から意見をいただいた。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=説明員 ■印=事務局	報告事項 令和3年度第1回行政評価委員会の会議結果について 令和3年度第1回行政評価委員会の会議結果(概要)について、会議資料に基づき事務局から報告し、会議録については、修正等があれば事務局まで連絡することとした。 【質疑・意見等】 ○ 特になし。 議題1 副委員長の互選について 副委員長の互選を行ったところ、栗原委員を推薦する意見があり、栗原委員を副委員長に選任することとした。 【質疑・意見等】 ○ 特になし。 議題2 行政評価の評価結果の審議について 所管課から事業の概要、一次評価の内容について説明し、続いて事務局から行政評価会議での主な意見や二次評価の総合的意見について説明した。

【質疑・意見等】

- 特になし。

- - - - - 行政評価の評価結果に対する意見 - - - - -

評価調書No. 4 シルバー人材センター事業補助金

- シルバー人材センターの概要について、簡単に説明をお願いします。
- 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国、東京都及び本市の財政支援を受けて運営している公益法人である。
おおむね60歳以上の方であれば、年度会費を納入することにより、誰でも会員となることができ、直近の会員数として、1,080人の方が会員として登録している。
実際に行う業務については、主に軽微な作業（草むしり、空き家の管理、公園の清掃作業等）が挙げられる。また、最近では、派遣事業として、公共施設等の建物管理業務等も行っており、業務に従事した場合には、業務の種類に応じた報酬（配分金）が支給される。
仕事を発注する相手方については、市、個人、企業等様々である。
- 市とシルバー人材センターとの関係性について伺いたい。
- シルバー人材センターは公益社団法人の認可を受けていることから、1つの企業体としての位置付けであり、職員は本市の職員ではなくシルバー人材センターで雇用された職員である。
- シルバー人材センターの管理責任は認可の権限を持つ東京都になるのか。
- そのとおりである。
- 会員数が1,080人とあるが、増加しているのか。
- 若干減少している。
- 会員に支払われる配分金は大体どのくらいか。
- 令和2年度決算では約3億2千9百万円となっている。また、派遣事業については約4千2百万円となっている。
- シルバー人材センターは何人の職員で運営しているのか。
- 常勤職員6人、準職員7名の13人で運営している。
- 年間の人件費はどの程度か。
- 令和2年度決算における常勤職員の人件費は約4千7百万円である。なお、本市では、常勤職員の人件費のみ補助対象としていることから、準職員の人件費については把握していない。
- 常勤職員の人件費を補助対象とすることについては、事業運営を行う上で必要と思われるが、今回抜本的に見直したい理由は何か。
- 市がシルバー人材センターに対して交付する補助金には、常勤職員の人件費に対しての補助金と事業運営に対しての補助金の2種類

がある。

補助金の算定方法は市によって様々であり、本市では、人件費及び事業運営経費として必要とされる金額について、国からの交付金を差し引いた額を補助金額として交付しているが、補助金の算定方法が不明瞭、国からの交付金が適正に受給されていない等、一部不適切な会計処理が行われていることから、市の補助金額がシルバー人材センターの運営実態に即した適正なものとなるよう、今回抜本的に見直したいと考えている。

○ 補助金の算定方法が不適切とあるが、具体的にどの部分か。

● 国からの交付金額について、シルバー人材センターから市へ報告された額と決算書に記載された額に相違があった。また、その他の事務処理においても不適切な点が多く見受けられた。

○ 令和2年度のみのことか。

● 複数年に渡ってである。今まで、国からの交付金の決定通知等を参考資料として添付させていなかったことから、市としても問題を把握できていなかった。

○ 不適切なのは、事業運営経費の部分であり、人件費では問題ないという理解でよろしいか。

● お見込みのとおりであるが、人件費の部分についても、国からの交付金を適切に受給することにより、更に市の補助額を減額できる可能性があることから、見直しができないか検討しているところである。

○ 内部管理体制が破綻していると感じている。先ほどの話では、約1,000人の会員の労務管理を6人の常勤職員が行っていることになると思われるが、そのことについて、市としてどのように考えているか。

● シルバー人材センターでは、平成28年度及び平成29年度にそれぞれ1人の常勤職員を採用し、業務管理の改善が図られてきたと考えているが、ノウハウを持った職員が少なく、領収書への押印漏れや添付書類の紛失など、不適切な事務処理が頻発していたため、従前から指導していたところである。

また、令和2年度に実施した財政援助団体等監査や市議会においても、シルバー人材センターが適切な事業運営を行うよう強く指導していくことが求められている。

○ そもそも、約1,000人の労務管理を6で行うこと自体に無理があり、それが不適切な会計処理につながったと考えるのが普通ではないかと思う。補助金の在り方を検討する前に、組織体制の見直しを図ることが先ではないか。

○ 同程度の規模を持つ民間企業であれば、通常何人で事業運営を行

うのが適当と考えるか。

- 一概には言えないが、100人に対して1人の職員を配置するのが目安ではないかと思う。
- 登録数が1,080人ということであるが、実働数は把握しているか。
 - 7割程度であると把握している。ただし、年間を通して業務に従事している人数ではなく、年間で1回でも業務に従事した人を計上している。
- 他市のシルバー人材センターの人員体制は把握しているか。
 - 近隣市の常勤職員の配置状況については、八王子市が8人、昭島市が4人、東大和市が5人、東久留米市が6人である。市の人口により会員数に違いはあるが、一概に本市だけ常勤職員が少ないとは考えていない。
- 業務量の負担過多により不適切な事務処理が行われたとは言えないということは、やはり内部管理体制そのものに問題があり、職員の労務管理が適切に行われなかったことが原因であると考えているか。
 - そのように考えている。
- そうであれば、補助金額の算定方法よりも、まず労務管理を含めた内部のマネジメントの問題であり、その問題点を明確にすることにより、事業の透明性や適切な事業運営が担保できるのではないか。
- 東京都が行う監査と市が行う監査との分担について伺いたい。管理権限が東京都であることから、市が補助した額についても東京都の監査対象となり得るのか。
 - 東京都が行う監査については、あくまで東京都が交付した交付金の部分についてのみである。また、市が行う監査も同様に、市の補助金額が充当されている部分についてのみ監査の対象となる。
- 常勤職員の人件費についての監査権限は東京都にあるのか。
 - 常勤職員の人件費に対して補助金を交付しているのが市であることから、監査権限は市にある。
- 補助金の算定方法は市により様々ということであるが、他市ではどのような取扱いとなっているか。
 - 人件費のみを補助の対象とする、管理運営費の補助を行わない、人件費の補助額に上限を設けている等様々な方法がある。
- 市が補助金を交付していない部分については監査対象とはならないのか。
 - 市が行う監査は、あくまで市が補助金を支出した範囲に限定にされており、市がシルバー人材センターの運営に関する全ての管理監督権限を有しているものではないことから、監査対象が限定されてしまうのは事実である。ただし、適切な運営に資するために多額の補助金

を交付しており、その目的を担保するために、市としても一定程度の監査は行うことができると考えている。

○ 不適切な事務処理が多く見受けられたということは、今までの市の監査で見過ごされてきたと言わざるを得ないが、その理由について伺いたい。

● 市が補助金を交付した部分についてのみ適正に執行されているか監査していたためと考えている。補助金の大半は常勤職員の人件費に充てられており、人件費は適切に執行されていると考えていたことから、市としても補助金の使途や算定方法に対する問題意識が希薄であったのは事実である。

○ シルバー人材センターの適正な事業運営を確保していくため、市の監査機能を今後強化する必要があると思うが、市としてどのように考えているのか。

● 現在は、シルバー人材センターが市の監査結果に基づき適正な事業運営が図れるよう自助努力を行い、その結果について報告するよう求めているところであるが、今後は、市の職員をシルバー人材センターの事務局長として派遣することも検討していく必要があるのではないかと考えている。

○ 実際に監査を行うのは監査事務局であることから、監査事務局が更にシルバー人材センターの事業運営に関与していくことも考えられるのではないか。

● 今後も定期的に財政援助団体等監査を実施していく方向で検討している。

○ 実施していただきたい。また、内部管理体制の強化だけでは限界があると思われるので、組織体制の強化を含めた事業運営の抜本的な見直しを行っていくべきである。

○ 組織体制の強化については、市職員を派遣することも一つの手として有効ではあるが、必ずしも公職である必要はなく、外部の人材を登用することも検討すべきではないか。

● シルバー人材センターの意思決定機関である理事会の構成員の多くが会員の中から選任されており、過去に理事会の構成員に外部人材を登用する案を諮ったことがあるが、了承を得られなかった経緯がある。意思決定についても一部偏りが見られる傾向があることから、そのような体制も含めて今後改善していくべきであると考えている。

○ 成果指標の①に未就業会員率とあるが、就業会員率の誤りではないか。

● 御指摘のとおりである。誤った内容のため、修正させていただく。

○ これまでの話をまとめると、シルバー人材センターは、高齢者の社会参加や生きがいの創出に寄与するものであることから、その適正

な運営を図るため、今後とも継続して補助金を支出する必要がある。

他方、市の監査等でも指摘されているように、シルバー人材センターの内部管理体制の問題点を明確にし、自浄作用を促していくとともに、適切な事業運営が担保できるよう継続的に市の監査を実施することにより、シルバー人材センターの組織改革に資するよう努めていただきたい。

評価調書No.8 子どもの医療費助成事業（乳幼児医療費助成事業）

○ 令和2年度実績で入院時の食事療養費標準負担額の助成件数が72件、助成額が約73万円とあるが、本助成を廃止することによる効果は何か。

● 令和2年度以前の決算でも助成額が約100万円となっていることから、市の財政に十分寄与するとは言えないのは事実である。しかしながら、コロナ禍で市の財政が厳しい中、本事業を含め市の単独事業分については必要に応じて見直しを検討すべきとされたため、今回行政評価の対象とした。

○ 事業としては継続していくべきであると考えている。本助成は、本市を含む3市しか実施していないということであるが、その理由について伺いたい。

● 本事業の経緯について説明する。本事業は東京都が実施している事業であるが、まず平成6年10月に本助成制度を開始した。その後、平成12年10月に本事業の適用範囲を4歳未満から5歳未満に拡大したことに合わせ、本助成を廃止している。他市においては、東京都が本助成を廃止したことを踏まえ、同様の取扱いへと改めている。

なお、本市においては、本助成の存廃について事務協議を行った結果、少子化対策を推進する観点から、存続することとした経緯がある。

しかし、入院については、病気やけが等を含め、乳幼児の意思によるものではなく、医師の判断で行われるものであり、本助成が少子化対策につながるとは言い難い部分があり、見直しが必要ではないかと考えている。

○ 他市との横並びやコスト削減の面から本助成を見直したいとしているが、本助成が当初の目的に対してあまり効果がなかったため、見直しを行いたいとした方が意見として適切ではないか。

○ 本助成は継続していくべきであると考えている。本助成の目的が、医療費の一環としての食事費用となっており、入院する原因が食生活にあることも考えられるので、食生活の見直しを行っている他の事業（特定保健指導等）に統合することはできないか。

- 乳幼児の健康という目的を考えたときに、治療と予防の両面で、本事業は重要であると思われる。本助成を食事の問題として継続する場合、医療とセットとして捉えるのか、医療とは別として捉えるのか、又は廃止するのかの3種類の選択肢があると思うが、市の立場としてどう捉えているか。
- 本助成の当初の目的である少子化対策に対しては効果が薄いと考えている。ただし、子育て支援という側面であれば、長期で入院する場合には、入院日数に応じた食事代の負担が必要となることから、本助成による一定程度の効果はあるものと考えている。
そのため、本助成の廃止による財政効果と継続することによる子育て支援への寄与を比較してどちらを優先するのか判断が難しい。
- 26市のうち、3市しか実施していないことは、子育て支援が手厚い市という強いアピールポイントであり、財政負担の軽減に寄与しないのは仕方ないのではないか。
- 他市と横並びで本助成を廃止する必要はないと思う。
- 食事というのはミルクのことか。
- 未就学児（0歳から小学校入学前）が入院した場合の食事代となるので、ミルクを含む入院時の食事全般となる。
- 助成件数が72件と少ないが、本助成制度を知らない人が多いのではないか。
- 医療証を配布した際に、本助成の周知を行っているが、全ての方に認知されているかは不明である。
- 実際の乳幼児の入院件数がわからないため、72件という数値を否定することはできないが、本助成を利用していない保護者が多くいるのではないかと推定される。このことから、本助成を市がPRすることで、本市が子育て施策に注力しているアピールにもなり、もって子育て世帯の人口増につながる可能性もあることから、本助成は廃止すべきではない。
- 72件というのは、所得制限超過者1, 426件のうちの72件ということか。
- 本事業の延べ助成件数49, 574件のうちの72件である。1, 426件は所得制限超過者への医療費補助を行った件数である。
- 数値だけ見れば、やはり助成件数が少ないように感じられる。乳幼児の入院件数等は把握しているのか。
- 把握していない。
- 所得制限超過者が1, 426件となっているが、所得制限超過とはどういう意味か。
- 本事業は東京都の補助事業であり、所得制限の規定により補助の対象外となった人に対し、市が補助を行っている。

	<p>○ 本助成は所得制限の対象となるのか。</p> <p>● 所得制限の対象外である。</p> <p>○ 本助成における市民の評価等について把握しているか。</p> <p>● 意見等は現時点でいただけてはいないが、否定的な意見はあまりないのではないかと推測している。</p> <p>○ 本助成は26市のうち3市しか実施していないとのことだが、他の23市は過去に実施した後に廃止したということか。</p> <p>● 本助成は東京都の補助事業として開始したものであり、東京都が廃止したことに合わせ、他の23市も廃止したものと推測するが、個々の事例については把握していない。</p> <p>■ 二次評価では、他の医療費助成制度との均衡や在宅療養者等との負担の公平性の観点から、見直しを行う必要があると結論付けているので、この評価に対する御意見を伺いたい。</p> <p>○ 他の医療費助成制度との均衡の観点で言えば、他の制度も本助成と同様の制度にした方が市民のためになるのではないかと思う。</p> <p>○ 他の福祉制度との兼ね合いもあることから、新しい制度を作る必要があり、統一することは難しいのではないか。</p> <p>● 財政面や対象者の抽出等様々な問題が出てくるため、他の医療費助成制度との統一化は困難であると考えている。</p> <p>○ これまでの話をまとめると、本事業は乳幼児の保健の向上と健やかな育成に大きく寄与しており、今後も継続することが適当である。</p> <p>他方、本助成については、当初の目的である少子化対策には直接的な効果があったとは言い難いが、子育てしやすく、子育て支援施策に注力している市としてPRする効果があると思料できることから、財政効果、負担の公平性等の観点から直ちに廃止するのではなく、少子化対策を含めた子育て支援を推進していく中で、本助成の在り方について検討していくことが肝要である。</p> <p>議題3 その他 次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 特になし。</p>
--	---

会議の 公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 { }	傍聴者： <u>0</u> 人
---------------------	---	-----------------

